

# 第2章

ごみを取巻く現状と課題



# 1 ● 現在のごみ処理システム

## 1 ● ごみ収集・処理区域

本市におけるごみ収集・処理の区域は図7に示すとおりです。旧市町村を地区単位として、収集する品目と処理施設の立地条件に応じて収集・処理を行っています。



図7 ごみ収集・処理区域

表1 地区別人口の実績（平成22年度10月1日：国勢調査人口）

地区名		人口	世帯数	備考
新潟広域	新潟地区	530,070人	221,475世帯	新潟地区+黒埼地区
	亀田地区	35,018人	12,568世帯	
	横越地区	11,840人	3,672世帯	
	計	576,928人	237,715世帯	
白根広域		62,715人	18,701世帯	白根地区+小須戸地区+味方地区+月潟地区+中之口地区
巻広域		55,146人	16,701世帯	巻地区+岩室地区+西川地区+湯東地区
新津地区		67,620人	23,143世帯	
豊栄地区		49,492人	16,273世帯	
市全体		811,901人	312,533世帯	

## 2 ● 分別区分

平成20年6月1日からの新ごみ減量制度では、以前より分別品目を細分化し、全市で10種13分別（巻広域は8種11分別）を基本に、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却・埋立処分されるごみを極力削減するとともに、分別の徹底により高品質なリサイクルを確保することとし、分別区分や処理方法の変更を行いました。

平成23年4月1日現在の分別区分は表2に示すとおりです。

表2 分別区分等

（平成23年4月1日現在）

区 分		ごみの内容	収集回数	収集方法	手数料等	
全市  （北区 東区 中央区 江南区 秋葉区 南区 西区（四ツ郷屋地区を除く） 西蒲区（中之口地区に限る））	ごみ	燃やすごみ	厨芥類・皮革類など	週3回	集積場方式	有料 （指定袋）
		燃やさないごみ	金属類・ガラス類など	月1回		
		粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	有料 （シール）
	資源物	プラスチック製容器包装	カップ・パック類 トレイ類など	週1回	集積場方式	無料
		ペットボトル	飲食用の ペットボトル	月2回		
		古紙類	新聞・雑紙・雑誌・ 段ボールなど			
		飲食用・化粧品びん	飲食用のびん・ 化粧品のびん			
		飲食用缶	飲食用の缶			
		枝葉・草	剪定した枝・木など	週1回		
		有害・危険物	乾電池・蛍光灯・ スプレー缶など	月1回		
巻広域 ※1 （西区（四ツ郷屋地区に限る） 西蒲区（中之口地区を除く））	ごみ	普通ごみ	厨芥類・プラスチック・ 金属類・ガラス類	週3回	集積場方式	
		粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	
	資源物	ペットボトル	飲食用の ペットボトル	月2回	集積場方式	無料
		古紙類	新聞・雑紙・雑誌			
		飲食用・化粧品びん	飲食用のびん・ 化粧品のびん			
		飲食用缶	飲食用の缶			
		枝葉・草	剪定した枝・木など	週1回		
有害・危険物	乾電池・蛍光灯・ スプレー缶など	月1回				

### 3 ● 処理手数料

#### (1) 家庭系ごみ

平成17年の広域合併後、各地区により異なっていた家庭系ごみの処理手数料について、平成20年6月1日の新ごみ減量制度の開始により全市統一を図り、ごみ減量とリサイクルの推進及び分別徹底の観点から、燃やすごみ、燃やさないごみ（巻広域は普通ごみ）は指定袋により、粗大ごみは処理券により有料としました。

平成23年4月1日現在の家庭系ごみ処理手数料は表3に示すとおりです。

表3 家庭系ごみ処理手数料（平成20年6月～）

区 分		全市共通	
有料化手法		単純従量制	
市が定期的に 収集する 家庭系廃棄物	燃やすごみ 燃やさないごみ 普通ごみ（※）	指定袋・大（45ℓ）	45円/枚
		指定袋・中（30ℓ）	30円/枚
		指定袋・小（20ℓ）	20円/枚
		指定袋・極小（10ℓ）	10円/枚
	指定袋・超極小（5ℓ）	5円/枚	
	資源物	無料	—
市が収集する粗大ごみ		品目別単価	100～500円券

※巻広域

#### (2) 事業系ごみ、家庭系直接搬入ごみ

事業系ごみは、事業者の自己処理責任に基づき、ごみ集積場への排出を禁止し、排出抑制・リサイクルの推進を図り、処理施設へ持ち込む場合は、重量に応じた単純従量制（10kgまでごとに130円）としています。

また、家庭系ごみを直接処理施設に持ち込む場合は、重量に応じた単純従量制（10kgまでごとに60円）としています。

平成23年4月1日現在の事業系ごみ処理手数料は表4に示すとおりです。

表4 事業系ごみ・家庭系直接搬入ごみ処理手数料（平成20年6月～）

区 分	手数料	
事業系ごみ	10kgまでごとに	130円
家庭系ごみ（施設に直接搬入する場合）	10kgまでごとに	60円

(3) ごみ処理手数料の市民還元事業

家庭系ごみ有料化による手数料収入については、資源循環型社会の促進、地球温暖化の防止及び地域コミュニティ活動の振興などに資するよう市民に還元しています。また、用途の決定にあたっては、市民代表を含めた検討会議を設置し、透明性を確保しています。

具体的な市民還元事業の内容は表5に示すとおりです。

表5-(1) ごみ処理手数料の市民還元事業の内容 (平成23年4月現在)

市民還元事業	内容	
①分別意識の向上と啓発	市民向けの広報紙を発行するとともに、苦情の多いアパートや集合住宅の適正排出に向け、重点的に学生や不動産管理会社に指導を実施し、ごみ分別ルールの徹底を図ります。	
	ア	広報紙の発行 サイチョプレス（年4回）、ごみダイエット読本
	イ	ごみマナー強化 アパート、集合住宅入居者への啓発
②クリーンにいがた推進員育成事業	クリーンにいがた推進員への研修会、施設見学会などを実施し推進員を中心に、地域における廃棄物の適正な分別・排出、環境意識の普及啓発を図り、地域に密着した活動を推進します。	
③古紙資源化の一層の推進	古紙の資源化を推進するため、回収団体や地域コミュニティ協議会に対し、回収実績に応じた奨励金（支援金）を交付します。	
	ア	集団資源回収奨励金 回収団体へ6円/kgの奨励金を交付 用具の貸付け・譲与及び保管庫購入等補助
	イ	古紙行政収集支援金 地域コミュニティ協議会へ3円/kgの支援金を交付
④古布・古着の拠点回収	古布古着を拠点で回収することにより、可燃ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図ります。	
	拠点場所 (8箇所)	北区役所、資源再生センター、市役所白山浦庁舎、亀田清掃センター、新津クリーンセンター、白根環境事業所、西清掃事務所、鎧漕クリーンセンター
⑤ごみ集積場設置等補助	地域の環境美化及び収集業務の効率化を図るためごみ集積場設置等の費用に対し助成を行います。	
	対象経費：ごみ集積場の購入・修繕費、看板設置費 補助率：3/4 補助対象限度額：15万円/1集積場	
⑥特殊ネットの譲与	カラス被害が深刻な自治会・町内会には、カラス対策に効果的な特殊ネットを譲与します。	
⑦家庭系生ごみ減量化の推進	生ごみの減量・リサイクルを推進するため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト等）の減額販売や家庭用電動生ごみ処理機の購入費に対して助成を行います。	
	ア	生ごみ堆肥化容器（コンポスト等）の減額販売 市場価格よりも安価な価格で販売 コンポスト：130円、150円、240円の3種類 EMボカシ：容器とEMボカシ菌をセットで販売
	イ	家庭用電動生ごみ処理機購入費補助 補助率 1/2 限度額 2万円
⑧地域清掃活動への助成	地域環境の保全や環境美化の推進を図るため、地域清掃等の環境美化活動費や不法投棄処理費に対して助成を行います。	
	ア	環境美化活動費への助成 対象経費：軍手等用具購入費や飲み物代など 補助率：4/5 補助対象限度額：@250円×参加者数×4/5
	イ	不法投棄処理費への助成 対象経費：広域的な地域での不法投棄物の運搬・処理費 補助率：10/10

表5-(2) ごみ処理手数料の市民還元事業の内容（平成23年4月現在）

市民還元事業	内容	
⑨不法投棄・違反ごみ対策	不法投棄や違反ごみを未然に防止し、地域環境の保全や環境美化の推進を図ります。また、条例の一部改正と監視指導体制の構築により、ごみ集積場からの資源物等の持ち去り行為を防止します。	
	ア	民間警備会社へのパトロール委託 高速道脇やごみ集積場など
	イ	監視カメラ等の設置 監視カメラ(ダミーを含む)、フラッシュライト、看板等の設置
	ウ	処理困難物の処理 市の処理施設で処理できない不法投棄されたごみの処理
⑩環境教育・環境学習に対する支援	ア	環境教育副読本の配布 対象：小学5年生・中学1年生 総合学習などで活用できる環境学習の情報等を掲載した副読本を配付
	イ	小学生用副読本の配布 対象：小学4年生 ごみの減量・リサイクルの意識を深めるため、社会科副読本「ごみってなあに？」を配付
	ウ	環境教育の取り組み 対象：中学校、小学校、幼稚園 市立校園から推進校実践校を募集し環境教育環境学習を支援
	エ	にいがた市民環境キャンパス 環境学習ツールの貸出し、作成や学習会の情報などを掲載する交流型ホームページを維持し、環境に関する知識や情報をいつでも誰でも共有できる場所・機会を提供し、市民が環境保全活動に気軽に参加できる環境を整備する。
⑪ごみ出し支援事業	自治会等で取り組む、ごみ出しが困難な高齢者や障がい者などの世帯に対する支援活動費について助成を行います。	
⑫バイオマス利活用	市内各所で「菜の花プラン」を実施するとともに、家庭から排出される廃天ぷら油を回収・再生利用することにより家庭ごみの減量・資源化を推進します。	
	ア	菜の花プラン 地域コミュニティ協議会との協働による菜の花栽培及び菜種油の生産を推進し、良好な景観と地域エネルギーの創出を図る。
	イ	廃天ぷら油の拠点回収 廃油改修を実施する地域コミュニティ協議会や自治会・町内会等に対して、回収実績に応じた支援金（20円/ℓ）を交付
⑬防犯灯設置補助金	LED灯などの環境に配慮した防犯灯の導入を促進するため、自治・町内会又はその連合組織が当該地域内に設置管理する防犯灯を対象に、LED灯などの環境配慮型防犯灯を設置する場合は補助率を上乗せします。（補助率の上乗せ金額分を市民還元事業として支出）	
	LED灯などの環境配慮型防犯灯 補助率 2/3（その他の防犯灯 補助率1/2）	
⑭地域活動補助金	○自主的・主体的なまちづくり活動の取り組みの促進を図り、豊かな地域社会を実現するために、地域課題の解決を図る活動、資源循環型社会形成の推進を図る活動、地球温暖化対策を図る活動及び地域コミュニティ活動の活性化を図る活動などに補助金を交付します。	
	対象団体・・・地域コミュニティ協議会、自治会などの非営利団体 補助率等・・・補助率：10/10 限度額：20万円/事業 （地域コミ協は20～60万円(20万円/小学校区)）	

#### 4 ● 処理・処分の状況

ごみ処理・処分の状況は図8に示すとおりで、「可燃ごみ」は市内6箇所の焼却処理施設にて焼却を行い、「不燃ごみ」及び「粗大ごみ」は粗大ごみ処理施設での破碎・選別を行っています。資源物は、民間事業者を含めた処理施設で資源化を行っています。

また、焼却灰等は、市内6箇所の最終処分場で埋め立てを行っています。

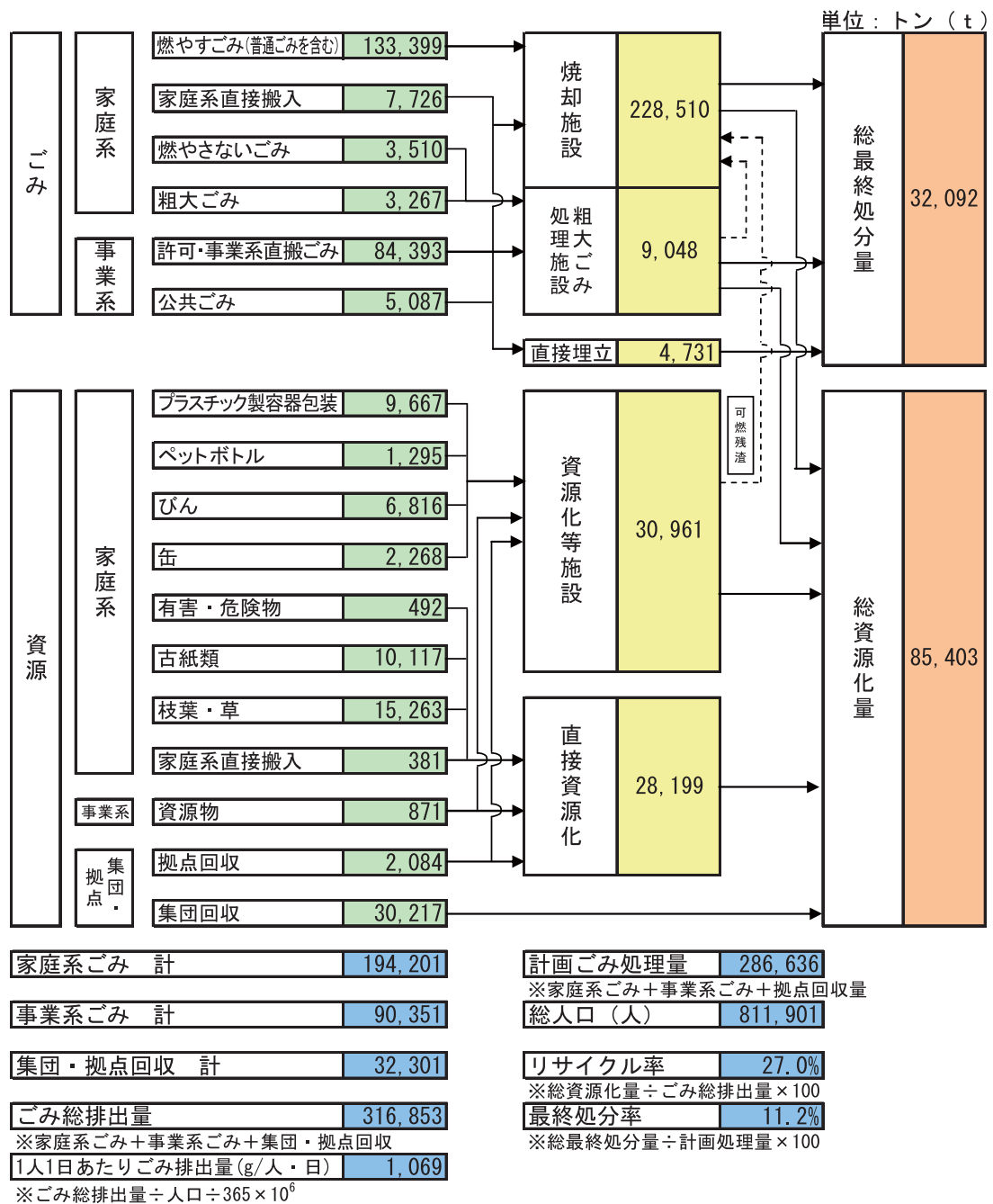


図8 ごみ処理・処分フローの実績（平成22年度）



## 5 ● 施設の概要

### (1) 焼却処理施設

本市の焼却処理施設の配置は図9に、各施設の概要は表6に示すとおりです。現在、本市では6施設が稼働していますが、平成23年度末をもって現在の新田清掃センター焼却施設及び白根グリーンタワー焼却施設は休止し、平成24年度からは新しい新田清掃センターが稼働を開始します。同施設はPFI法に則ったDBO（Design Build Operate：公設民営）方式により、施設の整備・運営を行っていきます。



図9 焼却処理施設配置

表6 本市の焼却処理施設一覧（平成24年2月現在）

施設名称	処理方式	規模	竣工年月	処理区域	H22年度処理量※
1 新田清掃センター	流動床炉 (全 連)	360t/日 (120t/日×3炉)	昭和61年10月	新潟地区 黒埼地区	70,726 t
2 亀田清掃センター	流動床炉 (全 連)	390t/日 (130t/日×3炉)	平成9年3月	新潟広域	93,877 t
3 白根グリーンタワー	ストーカ炉 (全 連)	150t/日 (75t/日×2炉)	平成6年10月	白根広域	16,323 t
4 鏡潟クリーンセンター	シャフト炉 (全 連)	120t/日 (60t/日×2炉)	平成14年3月	巻広域	18,862 t
5 新津クリーンセンター	流動床炉 (全 連)	144t/日 (72t/日×2炉)	平成7年12月	新津地区	16,004 t
6 豊栄環境センター (豊栄郷清掃施設処理組合)	ストーカ炉 (准 連)	130t/16h (40t/16h×2炉 +50t/16h)	昭和55年12月	豊栄地区 (聖籠町)	12,718 t

※聖籠町分を除く

(2) その他の中間処理施設

本市のその他の中間処理施設の配置は図10に、各施設の概要は表7に示すとおりです。

現在、本市では破碎等を行う施設が5施設稼働しており、資源物を対象としたリサイクル施設が2施設稼働しています。



図10 その他の中間処理施設配置

表7 本市のその他の中間処理施設一覧（平成24年2月現在）

施設名称	施設種類	規模	竣工年月	処理区域	H22年度処理量※
1 新田清掃センター	破碎施設 (不燃)	170t/5h 85t/5h×2系 縦型高速 5t/5h×1系 二軸低速	平成12年3月	新潟地区 黒埼地区	10,468 t
2 亀田清掃センター	粗大ごみ 処理施設	50t/5h 45t/5h×1系 横型 5t/5h×1系 剪断	平成9年3月	新潟広域	3,665 t
3 白根グリーンタワー	粗大ごみ 処理施設	25t/5h 20t/5h×1系 回転式 5t/5h×1系 油圧切断	平成6年10月	白根広域	2,091 t
4 鎧潟クリーンセンター	リサイクル プラザ	16t/5h かん 7t/5h 機械選別 びん 7t/5h 自動色選別 ペットボトル 2t/5h 圧縮梱包	平成14年3月	巻広域	942 t
5 新津クリーンセンター	粗大ごみ 処理施設	21t/5h 横軸回転衝撃式	平成7年12月	新津地区	1,876 t
6 資源再生センター (エコプラザ)	リサイクル プラザ	60t/5h (30t/5h×2系) かん 機械選別 生きびん・カレット 手選別	平成8年3月	新潟地区	1,707 t
7 豊栄環境センター (豊栄郷清掃施設処理組合)	不燃物 処理施設	30t/5h 衝撃剪断式	昭和62年3月	豊栄地区 (聖籠町)	453 t

※聖籠町分を除く

(3) 最終処分場

本市の最終処分場の配置は図11に、各施設の概要は表8に示すとおりです。現在、本市では6施設が稼動しています。

平成24年度からは新たに第4赤塚埋立処分場が供用を開始します。



図11 最終処分場施設配置

表8 本市の最終処分場一覧（平成24年2月現在）

施設名称	施設容量※1	埋立構造	浸出水処理施設	竣工年月	処理区域	H22年度埋立容量※2	H22年度末残容量
1 赤塚埋立処分地	473,900m <sup>3</sup>	準好気性 平地埋立	380m <sup>3</sup> /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過	平成6年8月	新潟地区 黒埼地区	9,682m <sup>3</sup>	19,108m <sup>3</sup>
2 太夫浜埋立処分地	182,000m <sup>3</sup>	準好気性 平地埋立	260m <sup>3</sup> /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過	平成13年3月	新潟広域	7,909m <sup>3</sup>	63,399m <sup>3</sup>
3 白根埋立処分地	15,401m <sup>3</sup>	準好気性 平地埋立	120m <sup>3</sup> /日 活性汚泥＋沈澱 ＋膜処理＋活性炭	平成14年3月	白根広域	1,474m <sup>3</sup>	121m <sup>3</sup>
4 福井埋立処分地	97,690m <sup>3</sup>	準好気性 平地埋立	100m <sup>3</sup> /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過＋活性炭	昭和58年8月	巻広域	996m <sup>3</sup>	23,592m <sup>3</sup>
5 亀田埋立処分地	33,000m <sup>3</sup>	準好気性 平地埋立	70m <sup>3</sup> /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過＋活性炭	平成18年3月	新潟広域	7,082m <sup>3</sup>	11,554m <sup>3</sup>
6 一般廃棄物処分場 江楓園 (豊栄郷清掃施設処理組合)	80,910m <sup>3</sup>	準好気性 平地埋立	230m <sup>3</sup> /日 接触酸化＋凝集沈澱 ＋砂ろ過＋活性炭	平成4年3月	豊栄地区 (聖籠町)	2,062m <sup>3</sup>	26,283m <sup>3</sup>

※1 施設供用開始時の埋立容量

※2 亀田埋立処分地は旧施設によるもの。

## 2 ● ごみ処理の現状

### 1 ● 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの総排出量の推移（図12、表9）は、平成20年6月1日からの新ごみ減量制度の実施に伴い大幅なごみ減量・資源化が達成され、平成22年度実績では226,502tとなっています。

また、資源物等を除くごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）については、新ごみ減量制度の導入により、平成19年度と比較して、約30%の削減となっています。なお、従来事業系ごみとして取り扱っていた処理施設への家庭系直接搬入ごみは、本計画より家庭系ごみの分類に変更しました。

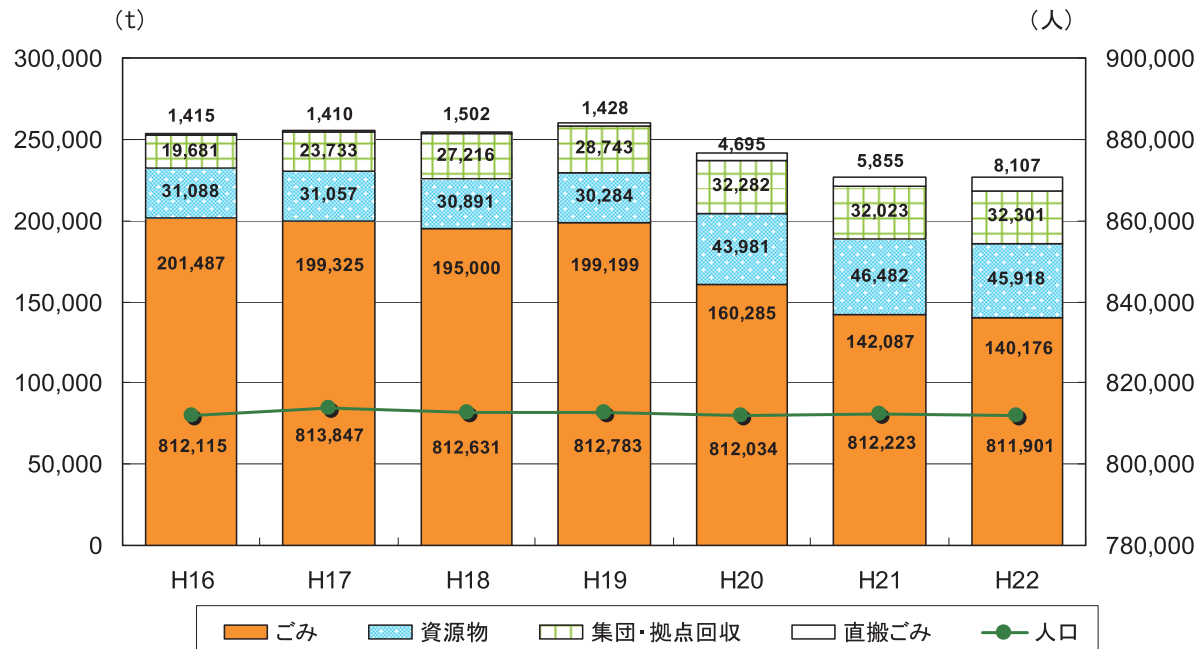


図12 家庭系ごみ排出量の推移

表9 家庭系ごみ排出量の推移

			H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
人口		(人)	812,115	813,847	812,631	812,783	812,034	812,223	811,901
収集	燃やすごみ	(t)	185,099	183,337	178,812	179,940	145,648	135,313	133,399
	燃やさないごみ	(t)	10,467	10,089	10,496	10,938	7,030	3,692	3,510
	粗大ごみ	(t)	5,921	5,899	5,692	8,321	7,607	3,082	3,267
	計	(t)	201,487	199,325	195,000	199,199	160,285	142,087	140,176
	(平成19年度=100%)	(%)	101.1	100.1	97.9	100.0	80.5	71.3	70.4
	資源物	(t)	31,088	31,057	30,891	30,284	43,981	46,482	45,918
	集団・拠点回収	(t)	19,681	23,733	27,216	28,743	32,282	32,023	32,301
	小計	(t)	252,256	254,115	253,107	258,226	236,548	220,592	218,395
家庭系直接搬入		(t)	1,415	1,410	1,502	1,428	4,695	5,855	8,107
	直接搬入ごみ	(t)	1,415	1,384	1,480	1,402	4,434	5,534	7,726
	直接搬入資源	(t)	0	26	22	26	261	321	381
	計	(t)	253,671	255,525	254,609	259,654	241,243	226,447	226,502
	(平成19年度=100%)	(%)	97.7	98.4	98.1	100.0	92.9	87.2	87.2

## 2 ● 事業系ごみ排出量

本市の事業系ごみの排出量の推移（図13、表10）は、平成17年10月から新潟広域において再生可能な古紙類の搬入規制を実施したことにより減少傾向に転じました。平成20年6月1日からは事業系ごみの処理手数料の全市統一や、市による事業系ごみ収集の廃止などの施策を実施したことによりさらに減少傾向が続き、平成22年度実績では90,351tとなっています。

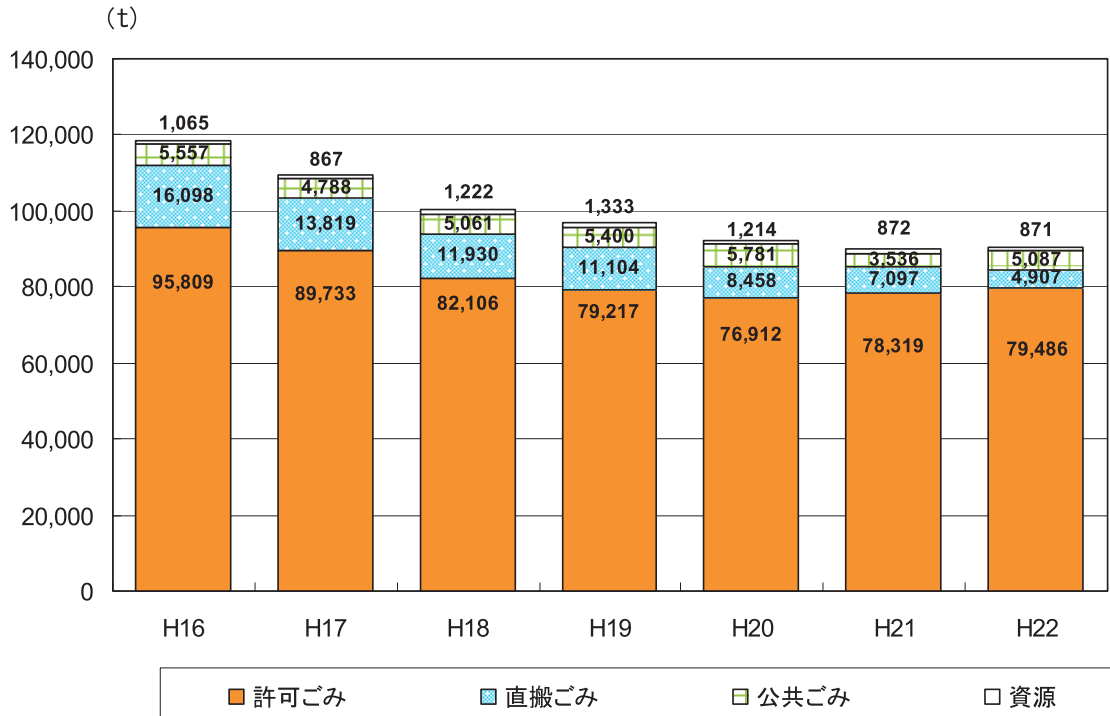


図13 事業系ごみ排出量の推移

表10 事業系ごみ排出量の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
許可ごみ (t)	95,809	89,733	82,106	79,217	76,912	78,319	79,486
事業系直搬 (t)	16,098	13,819	11,930	11,104	8,458	7,097	4,907
公共ごみ (t)	5,557	4,788	5,061	5,400	5,781	3,536	5,087
資源 (t)	1,065	867	1,222	1,333	1,214	872	871
計 (t)	118,529	109,207	100,319	97,054	92,365	89,824	90,351
(平成19年度=100%)	122%	113%	103%	100%	95%	93%	93%

※許可ごみ・・・一般廃棄物収集運搬業の許可業者が排出事業者から委託され搬入したごみ  
 事業系直搬・・・排出事業者が自ら処理施設へ搬入したごみ  
 公共ごみ・・・地域の清掃活動等による市道の側溝汚泥など  
 資源・・・堆肥化した学校給食残さなど

### 3 ● 処理・処分量の推移

本市の処理・処分量の内訳の推移（図14）は、平成20年度の新ごみ減量制度の導入に伴い、焼却量及び埋立量が大幅に減少した一方、資源化量は増加し、その結果リサイクル率（資源化量÷ごみ総排出量）も大きく上昇している状況です。

平成22年度の最終処分量は32,092t、資源化量は85,403tで、リサイクル率は27.0%となっています。

また、新田清掃センター、亀田清掃センター、鎧淵クリーンセンターの3施設では焼却余熱を利用した発電を行っており、余剰電力については売電をしているほか、新田清掃センター、亀田清掃センター、新津クリーンセンターでは隣接する施設に余熱を供給しています。

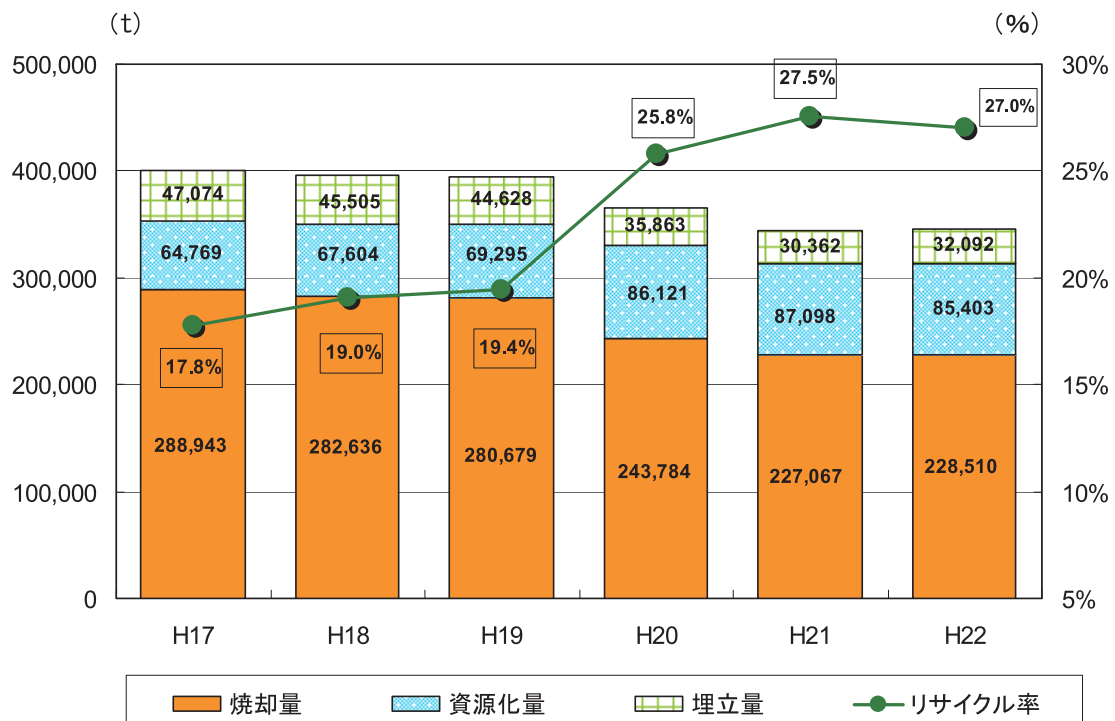


図14 処理・処分量の推移

## 4 ● 焼却施設の稼働状況

### (1) 焼却施設の稼働状況について

本市では焼却施設が6施設稼働していますが、施設の処理能力に対して、処理対象となる焼却ごみ量が減少傾向にあるため、施設の稼働率に余裕が生じています（図15参照）。また、焼却施設は稼働から9～17年経過しており、今後の焼却施設のあり方について検討していくことが必要です。

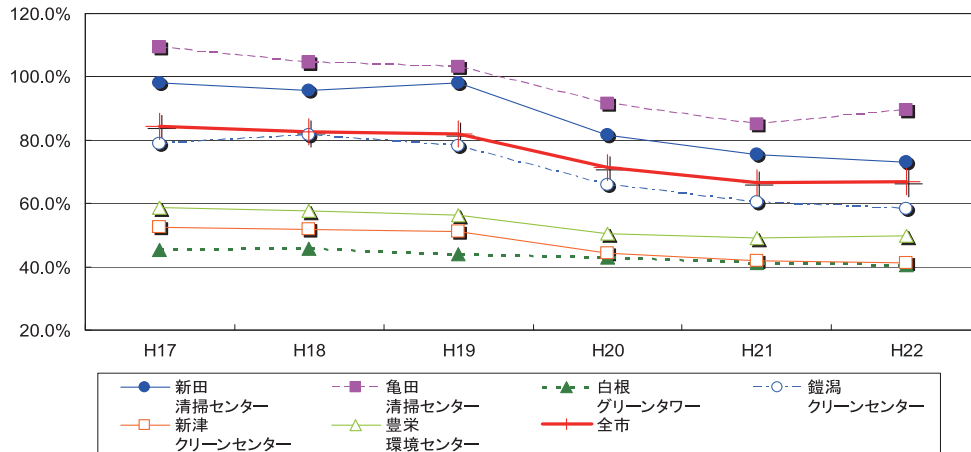
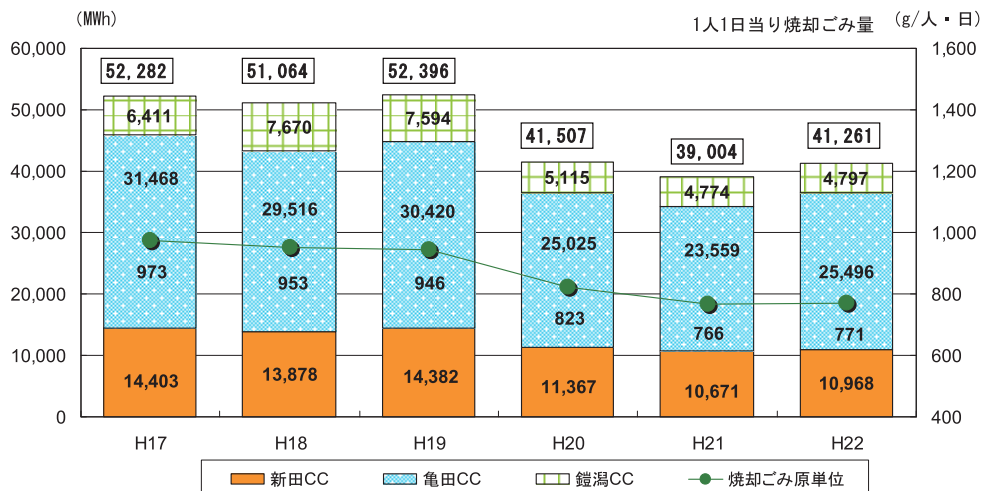


図15 施設能力と稼働率の関係

○稼働率 (%) = 各年度の処理量 ÷ 基本処理量 (処理能力 × 280日 × 0.96)

### (2) 焼却施設の発電量実績

市内の焼却施設のうち焼却余熱で発生させた蒸気で発電を行っている3施設（新田清掃センター、亀田清掃センター、釜淵クリーンセンター）の発電量（図16）は、平成20年度以降減少傾向を示していますが、これは焼却ごみ量の減少やごみ質の変化による影響とみることができます。



発電量実績：「環境省一般廃棄物処理実態調査」

図16 ごみ発電量の推移

## 5 ● ごみ組成

### (1) 家庭系ごみ

家庭系可燃ごみの組成は図17に示すとおりで、厨芥類（生ごみ）、紙類の割合が非常に高く、全体の約7割を占めています。約3割を占める紙類のうち「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑紙」、「紙パック」など、リサイクルが容易なものが約半分を占めています。

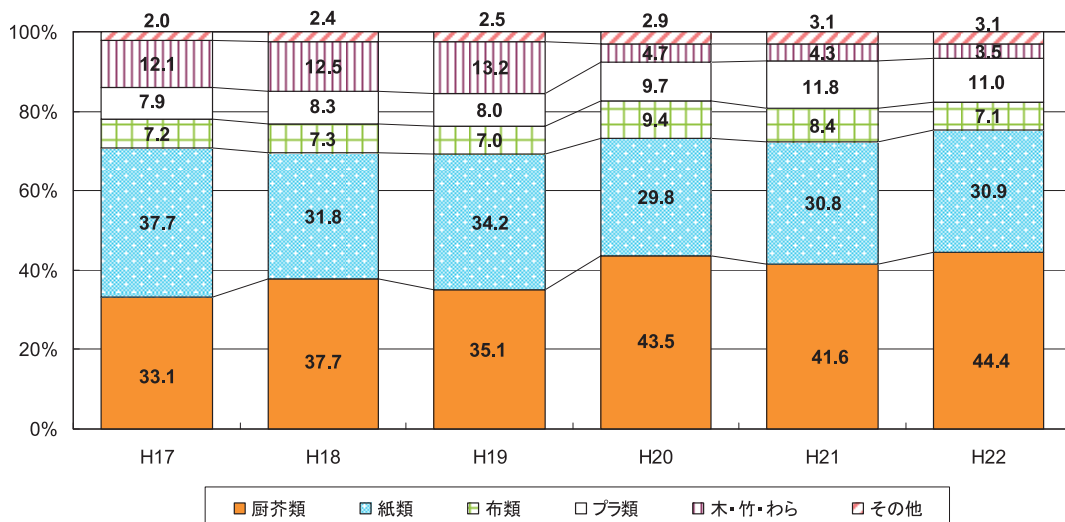


図17 家庭系可燃ごみ組成調査結果

### (2) 事業系ごみ

事業系可燃ごみの組成は図18に示すとおり、家庭系ごみと同様に、厨芥類（生ごみ）、紙類の割合が非常に高く、全体の約8割を占めています。約4割を占める紙類のうち、「新聞紙」、「段ボール」、「雑誌・雑紙」、「紙パック」、「OA用紙」など、リサイクルが容易なものが約6割を占めています。

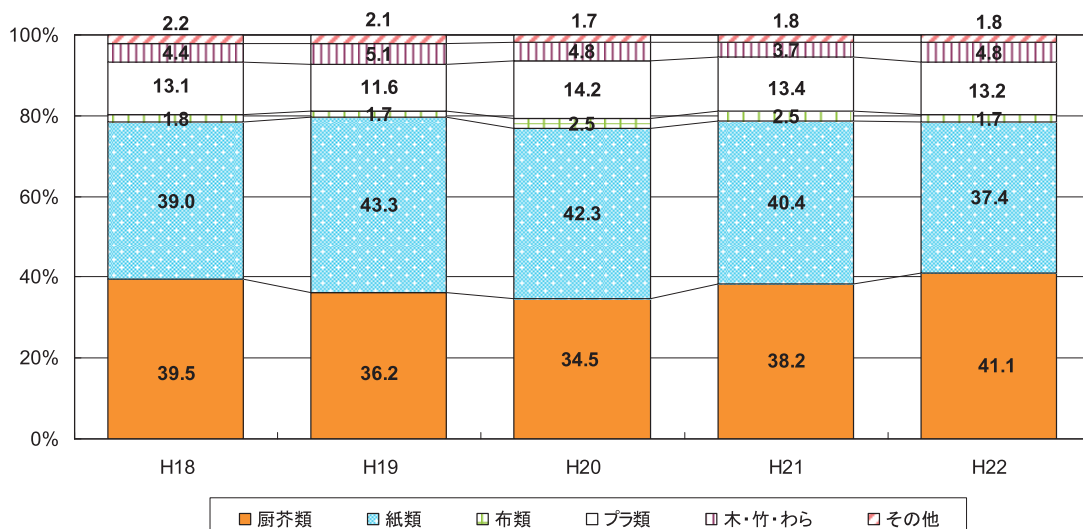


図18 事業系可燃ごみ組成調査結果



## 6 ● ごみ処理経費

平成22年度のごみ処理経費は約102億円です（し尿・浄化槽汚泥及び産業廃棄物の適正処理に関する経費を除く）。また、市民一人あたりのごみ処理経費（ごみ処理原価を住民基本台帳人口で除したものは約12,692円となっており、年々減少傾向を示しています。

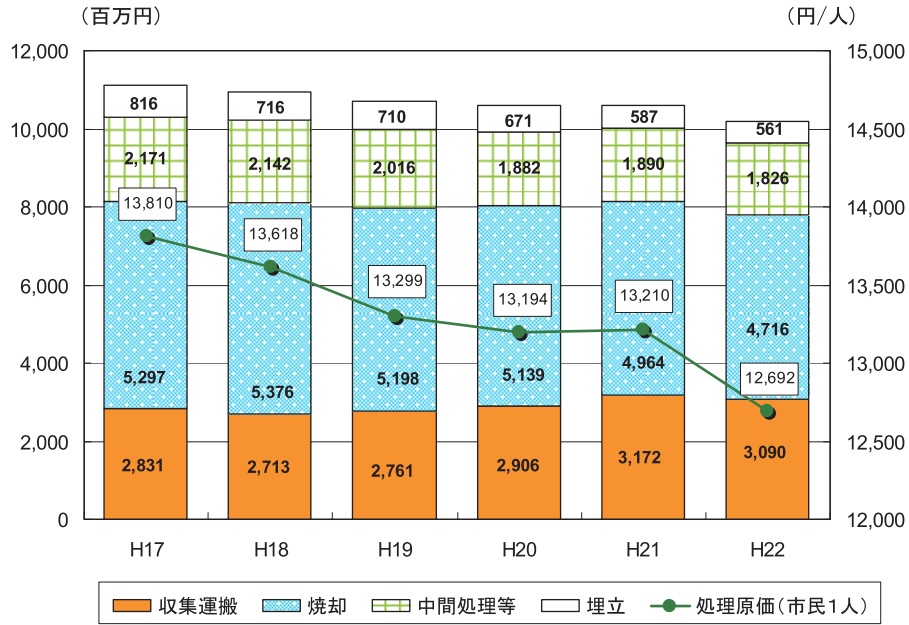


図19 ごみ処理経費の推移

○費用 …… 環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」 廃棄物処理事業経費（ごみ）

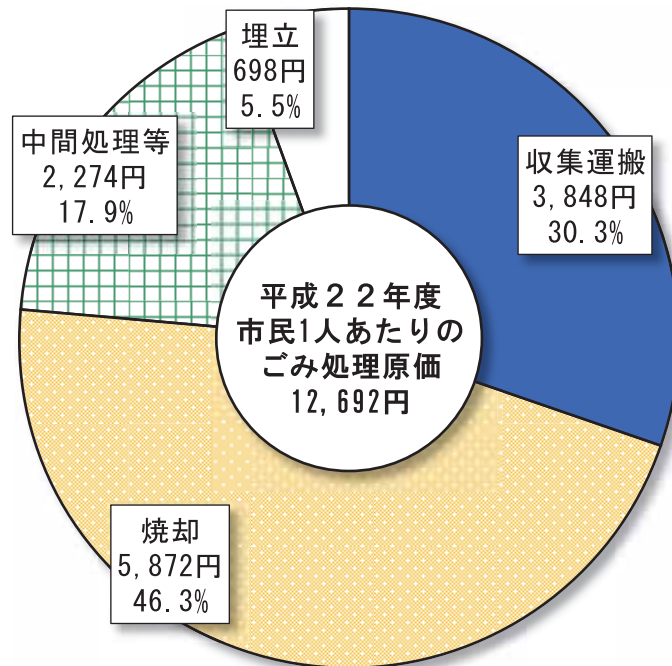


図20 市民1人あたりの処理原価（平成22年度）

## 7 ● 数値目標の達成状況

前「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、平成20年6月から「新ごみ減量制度」を開始した結果、市民の皆さまのご協力により、計画で掲げた数値目標（1人1日あたり家庭系ごみ量、リサイクル率、最終処分量）を前倒しで達成することができました（表11）。

また、参考指標である事業系ごみ量については、中間目標年度における数値目標を達成しているものの、家庭系ごみに比べて減少率が低い状況にあります。

引き続き、ごみの減量・資源化に取り組んでいくうえで、事業系ごみ量についても数値目標を掲げ、計画的かつ継続的にごみ減量施策に取り組んでいくことが望まれます。

表11 数値目標の達成状況

区 分		実 績			目 標 値	
		H19	H21	H22	H23 (中間)	H26 (最終)
数 値 目 標	1人1日あたり 家庭系ごみ量	670g	479g (497g)	473g (494g)	570g	570g
	(参考) 事業系ごみ量	98,482t	95,679t	98,458t	113,000t	
	リサイクル率	19.4%	27.5%	27.0%	23.0%	26.0%
	最終処分量	44,628t	30,362t	32,092t	39,000t	32,000t

※1人1日あたり家庭系ごみ量について

本計画の策定段階において、従前まで家庭系の処理施設への直接搬入ごみを「事業系ごみ量」として集計してきましたが、新しい計画においては「家庭系ごみ量」に含んで集計するよう統計手法を見直しました。

表中の上段（括弧無し）：

$$= (\text{燃やすごみ} + \text{燃やさないごみ} + \text{粗大ごみ}) (\text{t/年}) \div \text{人口} (\text{人}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6$$

表中の下段（括弧あり）：

$$= (\text{燃やすごみ} + \text{燃やさないごみ} + \text{粗大ごみ} + \text{直接搬入ごみ(有料分)}) (\text{t/年}) \div \text{人口} (\text{人}) \div 365 (\text{日}) \times 10^6$$

## 8 ● 他都市の比較

平成21年度の環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」の実績値をもとに、他政令市のごみ処理の状況と比較しました。比較の結果を以下に示します。

### (1) ごみの排出量について

資源物を含む1人1日あたり家庭系ごみの総排出量は、新潟市を除く18政令市の平均よりも高い状況ですが、資源物を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ量では政令市の平均よりも低く、平成20年6月からの新ごみ減量制度による効果が現れているといえます。

### (2) 資源化について

資源化の指標であるリサイクル率は、政令市の平均よりも高い数値となっており、10種13分別による資源化が進んでいるといえます。

### (3) エネルギーの回収について

1人あたりのプラスチック類焼却時の二酸化炭素排出量については、政令市の平均よりも多く、また、ごみ処理施設から発生するエネルギー回収量は、政令市の平均よりも低い値となっています。今後、循環型社会を目指すうえで、温室効果ガスの削減とエネルギー回収の促進を両立させていくことが重要です。

### (4) 処理経費について

処理経費については、政令市の平均と同水準にありますが、適正な処理・処分体制を確保しつつ、処理・処分に係る経費の削減に努めていくことが必要です。

表12 他政令市のごみ処理の状況との比較結果（平成21年度実績）

評価項目	算出方法	H21実績ベース		
		新潟市	政令市平均	
1人1日あたり 家庭系ごみ量	家庭系ごみ（資源物以外） ＝（家庭系ごみ収集量＋家庭系直接搬入量）÷総人口※ ※住民基本台帳人口（平成22年3月31日現在）	(g/人・日)	504	534
	家庭系ごみ（資源物含む） ＝（家庭系ごみ収集量＋家庭系直接搬入量）÷総人口※ ※住民基本台帳人口（平成22年3月31日現在）	(g/人・日)	648	592
事業系ごみ量	総人口あたりの事業系ごみ量	(g/人・日)	304	366
1人1日あたりごみ総 排出量	ごみ総排出量※÷総人口 ※ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量	(g/人・日)	1,077	1,058
リサイクル率	総資源化量÷ごみ総排出量	(%)	27.5	18.2
最終処分率	総最終処分量÷計画処理量	(%)	10.6	12.0
1人あたりのプラスチック類 焼却時の二酸化炭素排出量	{焼却ごみ量×(1－水分率※)×焼却ごみ組成比率※※×排出係数} ÷総人口 ※水分率・組成率ともに、施設処理量の加重平均値 ※※ビニール、合成樹脂、ゴム・皮革類 ※排出係数＝2,765t-CO <sub>2</sub> /t	(kg-CO <sub>2</sub> /人)	103	94
1人当りの処理原価	廃棄物処理事業経費（市町村＋組合分担金）÷人口	(円/人)	14,619	14,113
焼却量あたり エネルギー回収量	{総発電量（熱量換算）＋余熱利用量}÷焼却量 （京都市は余熱利用量がすべて不明なため除外した）	(MJ/t)	2,737	3,215
ごみの分別数	新潟市調べ	(区分)	13	10

※実績値は、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」をもとに新潟市が独自に算出した結果です。

※他都市と比較可能な数値を採用したため、他頁の数値と異なる場合があります。

### 3 ● 現状を踏まえた課題の整理

#### (1) 家庭系ごみにおける課題

- 家庭系の可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量化
- 家庭系の可燃ごみに含まれる再生可能な古紙類やプラスチック製容器包装の混入防止対策の強化
- 違反ごみの防止と分別マナーの向上を図るための、分別ルールを十分理解していない層に対するきめ細かな周知・啓発活動の充実
- ごみ問題に関心を持ち3Rの意識を早期から醸成するための、幅広い年齢層を対象とした環境教育の充実
- 市全体でごみの減量化とリサイクルを推進するための、市民・事業者・市の緊密な連携

#### (2) 事業系ごみにおける課題

- 事業系の可燃ごみの大部分を占める生ごみの減量化
- 事業系の可燃ごみに含まれる再生可能な古紙類や産業廃棄物の混入を防止するための、事業所における分別指導の徹底
- 事業系ごみ減量・リサイクルガイドライン及び事業系古紙類の搬入規制についての、事業所に対する周知活動の強化
- 排出事業者がごみ減量に対し積極的に取り組むための、減量化に係るインセンティブ（動機）の提供

#### (3) 収集・処理体制における課題

- 現在の収集運搬体制を安定的に維持しつつ、ごみ量の減少に応じた効率化の促進
- 平成24年度から供用開始となる新田清掃センター焼却施設、第4赤塚埋立処分地の適正な運転及び稼働後のコスト等の検証
- 今後の少子高齢社会の進展に伴うごみ量の減少にあわせた、効率的な収集・処理体制の検討
- 大規模災害発生時においても迅速に対応するための、廃棄物分野における実効性のある体制の整備

**市民・事業者・市の協働による3R運動のさらなる推進**

**ごみ量の減少に応じた効率的な収集・処理体制の整備**